

裁判官認印

令和2年特(ワ)第858号等

打合せメモ (第4回)

被 告 人 氏 名	大 川 原 化 工 機 株 式 会 社
	大 川 原 正 明
	相 嶋 静 夫
	島 田 順 司
被 告 事 件 名	外国為替及び外国貿易法違反 ,
	関 税 法 違 反
打 合 せ 年 月 日	令 和 3 年 1 月 1 8 日
打 合 せ 場 所	東京地方裁判所第813号法廷
打合せをした裁判所	東京地方裁判所刑事第13部
裁 判 官	渡 邊 一 昭
裁 判 所 書 記 官	長 谷 川 健 夫
検 察 官	加 藤 和 宏
弁 護 人	小 林 貴 樹 (主任)
弁 護 人	鄭 一 志
弁 護 人	河 村 尚
弁 護 人	瀬 川 慶
弁 護 人	趙 誠 峰

打合せ事項

1 争点の整理・争点①について

裁判官

弁護人から予定主張記載書面(3)を、先ほどご提出いただいた。当職は、
一読してからこの場に来たが、検察官はどうか。

検察官

全く読んでいない。

裁判官

当職は、「粉体が飛散するという構造のため兵器の製造に適さない」旨の従前の主張に関して、事実のレベルで詳しく敷衍するとともに、解釈・あてはめのレベルで「貨物等省令3要件ハ」該当性と「噴霧乾燥器」該当性とに振り分けたものと理解している。このような理解でよい。

弁護人ら

そのとおりである。

裁判官

検察官は、同書面の第2（2頁～8頁）に記載されている内容について、事実のレベルで争う部分があるのかを明らかにされたい。この点は、次回までの宿題として要請する。解釈・あてはめについて検察官が争うことは分かっているので、この点について反論を要請することはしないが、同書面の第3以降（9頁以降）で解釈資料に基づく具体的主張が記載されているので、同様の解釈資料に基づく具体的な反論があれば証拠請求した上で反論されたい。

検察官

承知した。

裁判官

ところで、検察官は、前回請求した追加実験の結果について、新たな菌の主張はしないが、菌の死滅条件について新たな数値の主張をすると言っていたように思うが、その点はどうするのか。

弁護人ら

追加実験に関して開示された証拠を検討したところ、被告会社のもの

ではない部品を使用して実験をしているものがある。従前の主張の枠組みとは異なる主張になるのではないか。追加実験結果に関する検察官の主張を明らかにしていただきたい。

裁判官

その点と併せて、前回口頭で釈明した菌の種類の特定に関して書面で提出してもらう必要もある。

検察官

承知した。

2 争点の整理・まとめ

弁護人ら

弁護人としては、本質的な予定主張は、今回までの主張に尽きている。検察官の上記追加主張を受けて反論することはあるかもしれないが、その程度である。なお、1つ入手できていない証拠があり、それが入手できるようであれば、それに基づいた主張はするかもしれないが、それも些細なというか、付属的なものなので、本質的な主張はもう尽きている。

検察官

検察官としては、今回いただいた予定主張記載書面(3)をこれから精査し、反論の要否を検討することになる。また、上記追加主張の準備がある。それ以外の点について、新たな主張を追加するために準備しているものはない。

3 証拠の整理について

裁判官

検察官及び弁護人は、それぞれ必要とする証人の氏名及び主尋問の時間を次回までに明らかにされたい。正式な証人請求でなくても、事実上のものでもかまわない。それを受けて、審理の規模、審理日数が大枠

で定まることになり、審理の実施時期の見通しも立つことになろう。

検察官、弁護人ら

承知した。

弁護人ら

検察官とは直接電話でやり取りしているが、この場で改めて確認する。
前回検察官が提出した「求釈明に対する回答書」1項～11項記載の
各証人予定者について、弁護人が証拠意見を「同意」に変更したこと
に伴い、「 （11項）以外で必要な証人は （7項）
だけになった」ということでよいか。

検察官

そのとおりである。

弁護人ら

 については、OBではあるが、勤務していたのが何十年も前
なので、そもそも被告会社の関係者といえる地位にないと考えている。

検察官

 の証人としての必要性については求釈明に対する回答書記載
のとおりである。

裁判官

そうすると、 については、今後検察官から証人請求がなされ、
弁護人が証拠意見を述べた段階で、裁判所がその必要性を判断するこ
とになろう。ちなみに、前回話題に上った貨物等省令3要件ロの該当
性の問題は、どうなったのか。

検察官

弁護人の証拠意見を検討したところ、RL-5については同意となっ
ていたが、L-81については依然として不同意のままであったので、
枝村さんは貨物等省令3要件ロ該当性を立証する上でも必要な証人で

ある。

弁護人ら

は、実験結果について話してもらうのに適した技術者なので、弁護人としても証人尋問が必要と考えている。もっとも、L-8 iについて貨物等省令3要件に該当性を争うつもりはない。

裁判官

証人の数が変わらないとしても、尋問時間を短縮する意味もあるので、争いがないのであれば、更なる一部同意の可否を検討されたい。

弁護人ら

承知した。

4 今後の公判前整理手続の進行について

弁護人ら

昨年末の保釈請求に係る準抗告決定において、正式な公判前整理手続期日がまだ開かれていないという指摘がされた。今後の公判前整理手続の進行方法についてお伺いしたい。

裁判官

公判前整理手続の進め方としては、大きく分けて、正式な公判前整理手続期日を指定して口頭で進める方法と、期日は開かずに書面の提出及び事実上の打合せで進める方法とがある。前者と後者の大きな違いは、証拠決定等の訴訟行為をその場で行うことができるか否か、被告人が出頭できるか否か、という2点にある。当職は、現下の情勢において、勾留中の被告人を3名も出頭させることは、この合議法廷であっても相当な密になるため適切でないと考えている。また、本日の打合せも、午後5時を過ぎることもあるかもしれない前提で午後4時半から行っているところ、仮に被告人らが出頭する場合、押送の関係で午後5時までに帰さなければならないため、この場を設けること自体

不可能となっていた可能性が高い。このように、当職は、現下の社会情勢に基づく許容性と、機動的かつ充実した議論の必要性の両面から、あえて公判前整理手続期日ではなく打合せを選択して進めてきたのであり、今後も基本的に公判前整理手続期日を指定することは予定していない。今後公判前整理手続期日を指定してほしいという要望があるのか。

弁護人ら

裁判所の見解を明らかにしていただいたので、それで結構である。

検察官

裁判所の見解については承った。

裁判官

検察官は、追加実験に係る追加主張、前回口頭で釈明した菌の種類の特定、及び、予定主張記載書面(3)に対する主張（うち第2については事実争いがあるのか否かを記載すること）を記載した書面、並びに、証人予定者及びその主尋問見込み時間を記載した書面を、いずれも3月1日までに提出すること。弁護人は、証人予定者及びその主尋問見込み時間を記載した書面を、3月1日までに提出すること。

検察官、弁護人

承知した。

裁判官

なお、今後の打合せには、裁定合議決定前でも場合によっては公判審理を担当する他の裁判官2名が事実上立ち会うことがあるかもしれないので、ご承知おき願いたい。

検察官、弁護人

承知した。

5 打合せ調書の作成方法について

弁護人ら

今回も、前回と同じ要領で作成されたい。

裁判所

承知した。

次回打合せ期日

令和3年3月4日 午後1時30分

令和3年1月25日

東京地方裁判所刑事第13部

裁判所書記官 長谷川 健 夫